

# 税

## 市民税・県民税

### ①ふるさと納税の見直し

令和元年6月1日以降、ふるさと納税の対象となる団体を総務大臣が一定の基準に基づき指定することになりました。対象となる団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイト『ふるさと納税に係る総務大臣の指定について』を参照してください。



### ②住宅借入金等特別控除に係る適用期間の延長について

消費税率の引き上げに伴う住宅取得に係る需要変動の平準化を図るため、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除の控除期間を3年間延長し、13年間となります。



この内、10年間については、従来と同様です。11年目以降の3年間については、「各年末の住宅借入金残高の1%」又は消費税率の引き上げ分にあたる「建物購入価格の2%の3分の1」（限度額あり）のいずれか小さい額が控除されます。

# 課税課からのお知らせ

## 令和元年度の税制改正について

### ③寡婦（夫）控除制度に単身児童扶養者が追加されます

ひとり親家庭における子どもの貧困に対応するため、令和3年度以後の個人住民税から寡婦（夫）控除制度に単身児童扶養者が追加されます。単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童と生計を一にする父又は母のうち、婚姻（事実婚含む）をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者です。



### 軽自動車税

#### ○軽自動車税環境性能割の創設

10月1日から自動車取得税（県税）が廃止され、代わりに

「環境性能割」が創設されます。課税や収納などは、当分の間、埼玉県が行います。

**課税対象車** 取得価格が50万円を超える3輪以上の軽自動車（新車・中古車）

**税率** 燃費性能等に応じて、非課税・1%・2%の3区分

・環境性能割の臨時的軽減  
10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減されます。

#### ○軽自動車税の名称変更

令和2年度課税分より、「軽自動車税」は「軽自動車税種別割」に名称が変わります。この変更に伴う手続きや税率変更はありません。

#### ○グリーン化特例（軽課）の延長

消費税率引上げに配慮し、グリーン化特例（軽課）の適用期限が2年間（令和3年3月31日取得分まで）延長されました。（電気自動車等について）

#### グリーン化特例（軽課）とは

初めて車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両指定の翌年度に税率を軽減する特例措置



ては令和5年3月31日取得分まで延長

# 平成30年度 情報公開・個人情報保護制度実施状況

★行政管理課 ☎ 25-1161

市では、開かれた民主的な市政の実現を目指し、情報公開及び個人情報保護制度を実施しています。

## 情報公開制度

●公開を請求できる方 どなたでも

●公開を請求できる情報

平成18年1月10日以後に市職員が職務上作成又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープなどで実施機関が保有しているもの（平成18年1月9日以前の情報についてもできる限り公開しています）

### 平成30年度 情報公開制度実施状況

実施機関	受付件数		決定内容等					取下げ
	請求※1	申出※2	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
市長	75	3	88	75	1	2	0	1
教育委員会	2	3	4	3	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	5	0	1	3	0	0	0	1
合計※3	82	6	93	81	1	2	0	2

※1 平成18年1月10日以後に市職員が作成又は取得した公文書の請求

※2 公開済みの公文書並びに日本庄市及び児玉町から承継された公文書の請求

※3 1件の公開請求に対し、複数の決定がなされたものがあつたため、決定内容等の合計が受付件数の合計よりも多くなっています。

## 個人情報保護制度

●開示を請求できる方

市に自分の情報が記録・保管されている本人（未成年者の場合は、法定代理人による代理人請求が可能です）

●制度を利用してできること

情報の開示、事実と異なる情報の訂正、収集された情報の削除（手続きに違反しているとき）、情報の利用・提供の中止（手続きに違反しているとき）

### 平成30年度 個人情報保護制度実施状況

実施機関	受付件数		決定内容等				
	請求	全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	取下げ
市長	9	2	6	0	0	0	1
その他	3	0	3	0	0	0	0
合計	12	2	9	0	0	0	1

※個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はありませんでした。

※公開できない内容の主なものは、請求者本人以外の個人情報等です。

### あなたの見つけた本庄の好きを発信してみませんか

#### ■Instagramで「#本庄すまいる」をつけて投稿

Instagramでハッシュタグ「#本庄すまいる」をつけて投稿してみましょう。

▼インスタ



#### ■街こい写真（こいフォト）へ投稿

市内で撮影した写真を市の広報媒体を通してたくさんの人と共有しませんか。

投稿方法 タイトルに「街こい写真・」と明記し、本文に氏

名（匿名・ニックネーム可）、写真タイトル、撮影日、撮影場所、簡単な説明文を記入して画像をメール（kouhou@city.honjo.lg.jp）に添付

掲載媒体 市ホームページ、市フェイスブック「てっ！ほんじょう」、その他市が情報提供するもの

【注意】個人や商店等を撮影する場合は投稿の承諾を得ようお願いします。

※詳しい内容・注意事項は市ホームページをご覧ください。